
東川水系河川整備計画（変更原案） に関する主な意見と回答（対応方針）

1.住民意見の聴収について

整備計画等の縦覧・意見募集、住民説明会の開催の周知

➤ 意見募集期間：平成28年12月21日（水）から平成29年1月20日（金）まで

大阪府

➤ ホームページ掲載

大阪府ホームページ

東川水系河川整備計画(変更原案)に対する府民意見の募集および住民説明会の開催について

大阪府では、岬町を流域とする東川水系の河川(下表参照)において、今後、概ね30年間に実施する整備の内容を定めた東川水系河川整備計画の変更に向け検討を進めております。

本計画をより良いものとするため、ご意見を聞かせていただきたく下記のとおり東川水系河川整備計画(変更原案)の本編及び参考資料を縦覧するとともに住民説明会を開催しますので、ご意見を提出していただきますようお願いいたします。

対象河川名
東川、西川

1. 募集対象項目

東川水系河川整備計画(変更原案)

[〈本編〉 \[Wordファイル/8.84MB\]](#) [〈本編〉 \[PDFファイル/2.4MB\]](#)

[〈参考資料1〉 \[PDFファイル/4.36MB\]](#)

〈説明〉東川水系河川整備計画 参考資料1です。

[〈参考資料2〉 \[PDFファイル/3.07MB\]](#) [〈参考資料3〉 \[PDFファイル/1.12MB\]](#)

〈説明〉東川水系河川整備計画 参考資料2及び、参考資料3です。

2. 募集期間

平成28年12月21日(水曜日) から 平成29年1月20日(金曜日)

(募集期間内に必着のこと。なお、郵送の場合は、期間内の消印有効。)

3. 縦覧方法

(1)大阪府都市整備部河川室のホームページに平成28年12月21日(水曜日)より掲載します。

1.住民意見の聴収について

整備計画等の縦覧・意見募集、住民説明会の開催の周知

➤ 意見募集期間：平成28年12月21日（水）から平成29年1月20日（金）まで

関係市

➤ 広報掲載（岬町）

広報岬だより（平成28年12月号）

番川水系河川整備計画(原案)及び東川水系河川整備計画(変更原案)に対する意見募集および住民説明会を開催します

大阪府では、「番川水系河川整備計画」の策定および「東川水系河川整備計画」の変更に向けて、原案(変更原案)を検討しています。本計画をより良いものとするため「番川水系河川整備計画(原案)」「東川水系河川整備計画(変更原案)」および関係資料を縦覧し、住民の皆さまからのご意見を募集します。併せて、この計画に関する説明会を開催いたします。

▶縦覧場所／大阪府岸和田土木事務所、大阪府河川室、岬町役場情報公開コーナー

▶縦覧期間／番川水系 12月2日～1月6日、東川水系 12月21日～1月20日

○住民説明会 番川水系

▶日時／12月22日(木)19時～20時30分

▶場所／岬町役場 住民活動センター

○住民説明会 東川水系

▶日時／1月10日(火)19時～20時30分

▶場所／岬町役場 住民活動センター

▶詳細サイト／大阪府岸和田土木事務所 <http://www.pref.osaka.lg.jp/kishido/topics/index.html>

大阪府河川室 http://www.pref.osaka.lg.jp/s_kasen/

▶問合せ／大阪府岸和田土木事務所尾崎出張所 維持・河川グループ ☎471-0351

大阪府河川室河川整備課 ☎06-6941-0351

1.住民意見の聴収について

住民説明会

	と き	と こ ろ	参加人数
住民説明会 開催日時・場所	平成29年1月10日（火） 19:00～	岬町深日2000-1 岬町住民活動センター	2名

住民意見の概要

項 目	細 目	件 数
治水	洪水対策	3件
維持管理		5件
	合 計	8件

住民意見の聴収方法別件数

聴収方法	件 数
住民説明会	2件
書面	6件
合 計	8件

説明会開催状況



会場：岬町住民活動センター

2.河川整備計画(変更原案)に関する主な意見と回答(対応方針)について

大阪府の治水対策は、「今後の治水対策の進め方」(平成22年6月策定)に基づき、人命を守ることを最優先とすることを基本理念に、「防ぐ」・「凌ぐ」・「逃げる」施策による総合的な減災対策に取り組んでいます。

この、「今後の治水対策の進め方」は、様々な降雨により想定される河川氾濫・浸水の危険性から、人命を守ることを最優先するという基本理念に基づき、大阪府が今後20から30年程度で目指す治水対策の進め方について示したものです。

また、「今後の治水対策の進め方」の根幹となる「洪水リスク表示図」は、大阪府管理の全154河川において、様々な降雨を想定し、現状及び治水対策実施後における地先の「危険度(浸水深と氾濫水の流体力で評価)」などを表示しています。

「今後の治水対策の進め方」、「洪水リスク表示図」は、大阪府のホームページ(<http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/keikaku/index.html>)でご覧いただけます。

なお、これまでの東川水系の河川整備計画(変更原案)の、大阪府河川整備審議会における審議状況は、大阪府河川整備審議会のホームページ(<http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/seibishingikai/index.html>)でご覧いただけます。

凡例



ご意見を河川整備計画(原案)に反映したもの

ご意見の内容がもともと河川整備計画(原案)に盛り込まれていたもの

番号	項目	質問・意見の概要	回答(対応方針)	聴取方法
1	治水	耐水型整備区間の対策は、護岸の老朽化が激しく、単純に拡幅整備した方がいいのではないか。	当該区間の護岸については、毎年実施している護岸の点検において、補修・更新すべき損傷は確認されておらず、護岸は概ね健全であることを確認しております。 東川では、時間雨量80ミリ程度で発生する洪水に対して、平野橋下流の約300mにおいて床上浸水が生じますが、河道改修を実施した場合と宅地嵩上げ等を実施した場合の比較を行い、河道改修ではなく、耐水型整備としております。 なお、本編P15に河川整備の実施に関する事項、参考資料P37～38に治水手法の設定について記載しています。	書面
2	維持管理	川の中の草が多くて、洪水がおきないか心配。 堆積土砂の撤去をして欲しい。	草が繁茂している堆積土砂については、流水阻害の状況を定期的に調査し、阻害率の高い区間を把握することと併せ、地先の危険度などを考慮し撤去の優先順位を定め計画的に撤去することとしており、その際には草と併せて撤去することになります。 また、草そのものによる洪水時の著しい流水阻害は生じにくいと考えています。 なお、本編P17に河川の維持の目的について記載しています。	書面